

ドイツにおける政治と宗教

十九世紀から二十世紀

星野 修

はじめに——問題の限定——

ピーター・バーガーの世俗化論に一石を投じた著作『聖なる天蓋』は、世俗化されたアメリカ社会で、多数の宗教団体が競い合う状況を「宗教市場論」として描きだしたことでよく知られています。人類の歴史を通じて、宗教は長く個人と集団の生活を究極的に正当化する独占事業として存在してきたわけですが、今日の世俗化され多元主義的な価値観の状況の下では、宗教的伝統はもはや「威信をもって強制する」ことはできず、買うこ

とを強制されていない顧客に売り込まざるをえない。そして競合する宗教団体は、自由企業として宗教的伝統、つまり教義ですが、それを商品として、しかも「消費者の需要動向に応じてその製品を手直しし、市場において売り込む」。バーガーは、このように申しております。

宗教の現状を、宗教的市場における宗教商品の売買として描きだすバーガーの議論は、おそらく政教分離原則の下で、さまざまな宗教が競い合うアメリカの状況を的確にとらえたものといえるかと思えます。またこうした現状において、国家の宗教に対する関係を「市場秩序の

維持」、つまり宗教的自由企業という競争者たちの秩序を公平に維持する役割に限定していることも、政教分離原則の下での政教関係の自由市場論的解釈として興味深いものがあります。

アメリカ的宗教市場は、ネロをもコンスタンティヌスをも退ける、自由なる国家における政教関係の一つの規範的なモデルを提示していると私には思われます。無論、ただし宗教を経済と同列に論ずることは妥当なのか、その当否は別としての話です。実際アメリカにおいて、バスターが宗教を経済的市場のアナロジーでとらえることには、アメリカにおいては宗教が非常に世俗化しており、教会自身が高度に世俗化しているがゆえに、市場経済に合わせた行動をとっているという現状も多分あるのではないかと思います。すなわち、大衆伝道の仕方、それからダイレクトメールといった、まさに市場の顧客を狙ったようなかたちでの宗教活動が展開されている現状の反映でもあるといえると思います。

それに対しまして、本日報告するところのドイツの政教関係は、アメリカの宗教市場とは著しいコントラスト

常に大きなテーマなので、すべてを論ずることは到底私の手におえることではありませんので、ここで取り上げる問題を次の三つに限定してお話します。まず第一にドイツの非常に特殊な癒着した政教関係は、西欧諸国において、非常に特殊な制度なのか、それともかなり一般的に見られる制度なのかという問題です。結論から言えば、西欧においては、往々にして見られるところの形態であります。

次に、こうした政教半分離型国家は、いかにして、なぜ成立してきたのか。とりわけ、新旧両教派の伝統的な大教会が、公法上の社団としての地位をいかなる事情によつて付与されたのかという問題に焦点をあててみてみたいと思います。この問題が今日の報告の中心となります。

三番目に、今日急速にその教会員の減少、教会からの脱退者の増加、あるいは価値意識の変化が見られる中で、こうした国家によつて厚く保護された公教會的地位を今後も維持することは、果たして民主主義的な正統性をなお有するのか。あるいは結論から言えば、もはやそうし

をなしております。教会は、公教會的諸権利を大幅に認められ、国家によつて厚く保護された状態にあり、また財務官庁を通じて教会税を代行徴収してもらったり、あるいはさまざまな国家による助成を受けております。具体的には、伝統的大教会、すなわちプロテスタントとカトリックの教会は、公法上の社団としての地位を与えられております。それは、国教会というかたちではないにしても、到底政教分離ではなく、むしろ国家と教会の制度的な結合関係の下にあり、その意味で、実に中途半端な関係であるとしきいようがありません。無論国民のほとんどが、キリスト教会のメンバーである国家において、キリスト教会の優越的地位が制度的に保障され、また政策上も国家の教会に対する好意的態度が見られることは、民主主義的正統性の観点からすれば当然といえは当然なのですが、政教分離原則の下での宗教市場と比較した場合、きわめて奇異な世界がそこに展開しているといわざるをえません。

まず、ドイツの政教関係を取り上げることの意義を論ずるかたちで、最初に問題を限定したいと思います。非

た関係はとれず、いわば保護主義から政教分離の原則の下での自由主義へ転換せざるをえない日が遠からず来るであろうというのが、データをもとにして最後にお話したいことです。

1 西欧諸国における政教関係

西欧諸国における政教関係は、次の三つに分類できます。「国教会型」、「政教分離型」、そして「半分離型」です。「半分離型」という言葉は日本ではあまり使われず、むしろ憲法学者たちは「中間型」というふうに使っております。実際そのほうが正しく、半分離といっても実質上はその分離の仕方にも強弱が多々あり、まさに中間としかいえないのですけれども、ただ、「中間型」というのは、その語単独としては意味をなさず、国教会型および政教分離型の真ん中というワンセットの中でしか意味をなさないので、とりあえずここでは便宜上、一語としても意味を持つところの「半分離型」類型という言葉を用いてお話ししたいと思います。

ざっと概観いたしますと、イギリスはご存じのとおり

国教会ですけれども、実際は教会税も徴収しておらず、財政的援助もほとんど行なっておりません。そういう意味では、非常に形式的な国教会制度、実質的意味なき国教会制度といえるかと思えます。イギリスには、イギリス聖公会のイングランド教会と並んで、歴史的事情から連合王国となった時点で、長老派の最大教会であるところのスコットランド教会も国教会としての地位が認められております。

あと国教会型としてアイスランド・スウェーデン・デンマーク・ノルウェー・フィンランド・ギリシャがあります。特異なのは、フィンランドもまたイギリスと並んで二つの国教会を持つことです。ほとんどがプロテスタントの住民なのですけれども、一時期ロシアに併合されていた事情もありまして、ロシア正教をも国教会としております。ただし、ここで述べましたところのスウェーデンは、一九八四年の憲法を審議する委員会において、政教分離の方向に向かって歩みだしておりますが、今世紀中に実現されるかどうかはまだ不明です。スウェーデンの教会出席率は、異常なまでに低く、また、無

宗教者が一七％、無神論者が一一・七％もあり、国教会制度の国では著しく国教会員が少ない国です。

それから、二番目の類型としての「政教分離型」として四ヶ国ほどありますが、オランダが最も古くからで、次にフランス、ポルトガルが続く、アイルランドは一九七二年の国民投票からです。

「半分離型」のイタリア、オーストリア、スペイン、ドイツ、ベルギー、ルクセンブルクの六ヶ国は、各々国家の介入の仕方、あるいは助成の仕方に非常にばらつきがあるのですけれども、政治と宗教とが完全には分離していないとはいえ、国教会という制度は廃止している国々です。イタリアは一九八五年に国教会制を廃止し、コンコルダトすなわちバチカンとの政教条約を改訂しました。それから、オーストリアもかつては強力な国教会であったのですけれども、ドイツに併合されていたナチズム期に国教会制度から離脱しております。スペインは、フランコ政権が倒れた後で、スペインのカトリック教会はフランコ独裁政権を支える一翼でもあったものですから、フランコ政権の崩壊とともに、いわば国教としての

地位も失ってしまいました。あとスイスは、連邦制であり、これはヨーロッパで最も早く連邦制を布いた国家なのですけれども、州によってばらばらで、三類型すべてがあります。

ちなみに、もっと西欧以外の国にまで視野を広げれば、国教制度を採用している国家は、一九八〇年段階においては百一カ国、分離体制をとっている国は九十二カ国だそうです。こうした西欧諸国の政教関係を見てみますと、国教会型の国家も、実質的にはかなり教会の自主的な運営・自立を認めており、一応伝統的な理由で国家的助成を与えているという事情がありますし、そして「政教分離型国家」もフランスや他の国々もまた決して敵対的な分離ではなく、むしろ友好的な協力関係というかたちで政教関係が営まれているかと思えます。「半分離型」に関しては、これからドイツを取り上げて述べますので、そこで詳しい考察を最後にやりたいと思います。以上、非常に簡単にまとめましたが、次に移らせていただきます。

2 政教半分離型国家の成立過程

ドイツにおける政教関係というのは、領邦教会制度が非常に変貌を遂げつつ一九一八年まで存続してきたものですから、制度的な錯綜がすさまじいのですが、十九世紀以後のドイツにおける政教関係を簡単に述べれば、それは国家による教会支配の軛から脱しようとする過程、教会が国家権力からの解放をめざし自立化しようとする、そういう歩みの歴史ととらえることができるかと思えます。この過程を以下で述べたいと思います。

ドイツの領邦教会というのはつまり国家教会ですの、権力機構 (Machtinstanz) としての国家に救済機構 (Heiligsatz) としての教会が組み込まれてしまうという特異な関係の下にありました。ここから教会が自立した地位を獲得するためにさまざまな変遷を経るのですけれども、最終的には大体十九世紀の終わりに、公法上の特権を得た団体というかたちで落ち着き、その後百年以上になつて今日に至るまで、若干の変動はありますが、この制度は定着しております。恐るべきほどの継続性と

安定性を誇る制度であります。しかし、ここで疑問であるのは、国家権力から教会が解放されるというかたちにおいて最も純粹なかたちは、いうまでもなく政教分離の関係なわけですが、それが何故ドイツにおいては政教分離というかたちで落ち着くことなく、実に中途半端な「半分離型」という関係に辿りついたのかということであり、それがここでお話したい問題です。

ここでも結論を先取りして言いますならば、それは十九世紀において異常に宗派的対立が先鋭化したのですが、この対立を緩和し、新旧両教派が政治的・宗教的に共存していくための一つの妥協策であつたといえると思います。当時においては、それが非常に有意義な制度であつたのですけれども、それが百年も続いた今も、果たして妥当なのかということについては最後に述べたいと思います。領邦教会制の成立から順繰りに話していくといいのですけれども、とても私の能力を超えますので、すぐさま十九世紀の後期絶対主義的な領邦教会体制の話から始めさせていただきますと思います。

十九世紀に至っても、ドイツにおいてはなお後期絶対

主義としかいようがない国家による教会支配の体制が展開してありました。とりわけ、ナポレオン戦争後の神聖ローマ帝国の解体に伴うドイツの領土・権力の再編過程において、カトリック教会が完全にその物質的基盤を失うわけです。プロテスタントの領邦教会だけではなく、Säkularisation (教会財産の没収) によって衰退したカトリック教会もまた完全に国家の従属下にあるという関係が、十九世紀においても展開してありました。ただし、ここでは、ルター派を中心とする領邦教会の問題を中心に話を進めたいと思います。

領邦教会というのは、いうまでもなく領邦の君主が彼の領邦の教会の最高首長を兼ねるという体制です。最初に Episkopalsystem (監督体制) から Territorialsystem (領土主権体制) への絶対主義期における転換についてお話しします。後者の Territorialsystem とは、領土の主権を有する者がその領土内において全ての高権 (Hoheit) を有する、すなわち、教会に対する高権、人民に対する高権を有するという非常に絶対主義的なシステムであります。

本来、領邦教会制においては、領邦教会の首長を領邦の君主が務めるというのは、決して彼が国家の君主であるがゆえに教会の首長になるわけではなかった。領邦教会制初期の頃には、制度的には、領邦教会の首長としての君主の地位は、国家機関ではなく教会機関の首座だったわけですね。すなわち、領邦国家が有するところの Staatsgewalt (国家権力) に基づいて教会を領邦君主が支配していたのではなく、教会内の Kirchengewalt (教会権力) それ自身を首長が、領邦君主が持っていたことに基づいて教会統治を行なっていました。すなわち、彼は国家における首長であると同時に教会の首長でもある。一人にして二つの人格を兼ね備えている、二身一体とでもいいますか、そういう二重権力構造の Episkopalsystem の下でこの体制がスタートしたわけです。最初、有名なアウグスブルクの和議の規定、つまり「住民はその地の領主の信仰に従う (cuius regio, eius religio)」という規定のように、領主の宗派と領民の宗派とが一致していたことに基づいて何の問題もなかったのですけれども、この関係がだんだんと揺らいでくるわけです。

ここで、一つ概念的な区別をちよつとしておきたいのですが、先ほど国家権力と教会権力という二つの分類をしたのですけれども、国家が教会に対して有する権力、それを教会高権と表現しております。正しくは、教会に対する国家高権と表現すべきなのですが、単に Kirchenhoheit (教会高権) と言います。それは、教会に関する事柄に対する国家の権力なのです。すなわち、教会の外的事柄にたいして影響を及ぼすところの権力。それに対して Kirchenhoheit と区別された Kirchengewalt (教会権力) というのは、教会内の事柄を決定する権利であり、あくまでこれは聖界権力。聖界というのは Geistlichewelt、宗教界の権力、です。そして他方の教会高権は俗界の権力であり、この区別が、Episkopalsystem の時代には存続していたわけです。

とはいっても、やはりここでも権力 Anstalt と救済 Anstalt が結びつき、ほとんどの住民は Landesherr (領主) といかなる権能に基づいて教会支配を行なっているのかというような区別は、もちろんできなかったわけですね。端的に言えば、教会は教会外的事柄においても教会内の

事柄においても完全に領邦君主の従属下にあったといえるかと思えます。

しかし、一六一三年にホーエンツォレルン家のヨハン・ジギスムントがカルヴィニズムに改宗し、またハノーヴァー朝がルター派に改宗したりするという事態がおこって、領主と領民との宗派がくい違ふという事態がおきてきます。すなわち、宗派を異にする *Landesherr* の教会首長権というものは認められるのか否かという問題が生ずるのですけれども、これもアウグスブルクの和議にそれが認められるという規定があり、認められたのだそうです。また、プロイセンは後に領土の併合によって複数の領邦教会をどんどこかえて、最終的に帝国末期までにはルター派教会、カルヴィニズム教会、それから合同派教会の九つの領邦教会を抱えていました。

バイエルンはカトリックの国王ですけれども、このカトリックの国王もまたアウグスブルクの和議の規定に基づいて、福音主義教会の最高首長としての地位が認められており、バイエルン国王は帝政末期には、ライン右岸プロテスタント教会というルター派教会と、ライン左岸

プロテスタント教会という合同派の教会の二つの領邦教会の首長を、カトリックの君主でありながら務めておりました。ただし、教会統治権の所有者とその行使者とを区別するかたちで、実際の教会の統治は彼の官僚にあたらせていたようです。

こうした宗派を異にする領邦君主、ないしは宗派が混在する領邦の出現によって、従来の *Episkopalssystem* 監督制という体制が揺らぐのですけれども、この揺らぐ中で絶対主義期が開始したわけです。絶対主義期の君主権力というのは、まさにその名のとおり絶対的なものであり、些末な法律的な議論によって彼の教会支配権がいかなる権利に基づくのかといったような議論をもしやすくなることはなく、単に国家権力によって教会統治を行ない始めたわけです。すなわち、もはや *Landesherr* は二重の人格、教会の首長であると同時に国家の君主であるという二つの人格を兼ねるわけではなく、単にその領土の主権を有する *Heir* (支配者) として教会統治を行ない始めました。ここに、*Territorialsystem* と呼ばれる国家に対する教会の従属システムが完成したわけです。

さらに、この絶対主義期において注目すべきことは、

かつては教会内の事柄を決定する権限、すなわち教会権 *ius in sacre* と、教会外的な、教会と世俗との関係を決定する権力であるところの教会高権 *ius circa sacre* との区別があったわけですけれども、この絶対主義期の領土主権体制においては、もはやその境界線がどこに引かれているのか、あるいは区別がそもそもあるのかがだんだん不明になってきました。一応区別はあったらしいのですけれども、いずれにしろその両者の境界線をどこに引くか自体が、君主の裁量に委ねられているといった状態が展開していたわけです。こうした教会統治のまったく非教會的な指導の下で、いうまでもなく教会生活・信仰生活の墮落は進展したわけです。教会は、もはや救済機構ではなく権力機構の一翼を担う、権力支配装置のひとつとして機能していたといわざるをえない状態が展開することになったわけです。

十九世紀に入っても、いまだにこの領土主権体制 (*Territorialsystem*) というのが継続しておりまして、福音主義教会はそれ自身、法主体として認められていなか

ったわけです。国家の一組織としてしか存在できなかったので、独立した法主体ではなかった。またカトリック教会は、先ほど申しましたように物質的基盤を失い、カトリック住民がとくにプロイセン・バイエルン・オーストリアなどの国家においては、厳格な国家の後見・監督の下に服して生活を送るという状態が展開していたわけです。しかし、この頃からこうした国家教会体制に対する批判ないし攻撃というものが非常に増大しはじめて、また他方では、宗派間の対立が異常なまでに激化するようになりました。

十八世紀において、宗派の違いというものがほとんど人々の意識に上らなかつたのですけれども、先ほどいいましたように、神聖ローマ帝国を清算するために、聖界諸侯・聖界諸領地を世俗諸国のいずれかに併合する、そういうかたちで再編成を行なったために、従来非常に完結な宗派の集団であった住民が、宗派的混在状況、ないしは宗派的混在国家の出現によって、新旧両教派の住民の不断に日常的な接触が始まったわけです。

他方、聖界諸侯や聖界帝国都市の臣民であったドイツ

人は、今や国家公民（ほとんどカトリックだったわけですが、れども）としての地位を得ることによって政治的権利を得る。それによって、政治的にいわば目覚めていったというわけです。無論、もうひとつの理由は、国際的な事情がありまして、カトリック教皇庁がこの頃から教皇中心主義的な非常に反動的なイデオロギーを宣伝しはじめる、いわゆる政治的カトリシズムが跳梁してくる。ドイツにおいては、ロマン主義と結びついたようなかたちで Ultramontanismus（教皇中心主義）の勢力が台頭してくるわけです。

また他方で、ドイツのいわば後期絶対主義的な閉塞状況の中で、自由主義勢力がより開放的な立憲主義体制の樹立をねらって運動を展開してくる。さまざまな意味でドイツが政治化してくるわけですが、この頂点が三月革命であり、その成果がフランクフルト議会において議決されましたところのフランクフルト憲法草案です。そこでは、プロテスタント側のリベラルと保守勢力とが同盟し、他方において政治的カトリシズムのほうは、より左翼的・急進的なデモクラットと同盟するということか

る改定憲法というのが一八五〇年に制定されます。これもまた奇妙な憲法であり、実質的効力を有したのかどうかはわからないのですけれども、国家と教会の関係に関するかぎり、現行のボン基本法よりもはるかに進んだ、ほとんど政教分離を実現した、そうしたかたちでの規定をもちこんであります。無論、一度も実現されることもなく終わったのですけれども、個人の宗教の自由は無効、それから教会および宗教団体のまったく自律・自由を認めまして、国家による教会高権（Kirchenhoheit）の廃絶、すなわちもはや国家と教会とは何らの関係をもたないといったような、きわめて進歩的な内容をもりこんだ憲法が制定されたわけです。この当時は統一前です。政治的ごたごたが続いており、おそらくいろいろな思惑があつてこういうかたちでの教会の自律権というものが認められていったのではないかと思います。

こうして一応は、建前上は国家と教会の分離がプロイセン憲法においてなされたのですけれども、領邦君主自身は教会高権を決して手放そうとはしなかったのです。実際にどのようなかたちでこれに対処したかといいます

たちで、最終的にはプロテスタントの保守、リベラルのブレーキにもかかわらず、カトリシズムとデモクラットが主導権を握ったかたちで、非常に自由主義的な憲法草案が成立しました。そこでは、国家のいかなる教会に対する後見・監督も否定され、さらに教会はもはや国家の領域ではなく社会的領域に位置付けられる。Verainsrecht（結社法）のかたちで宗教団体を位置付けようとする、そういう非常にリベラルな憲法草案でした。

個人の宗教の自由というのは早くからプロイセンの一般ラント法でも、またそれ以前からも認められていたわけですが、教会のいわば団体自治とでもいうべき、教会の宗教団体としての自律権をいかに確立していくのかという問題が、フランクフルト国民議会以後は三十年間にわたって続くのです。フランクフルト国民議会では一応非常にリベラルなかたちでの憲法草案をみたのですけれども、無論これは絵に描いた餅で、現実の復古と反動の政治勢力の荒波の中で、何の意味もなく消え去っていったわけです。

ただ、こうした変動状況の中で、プロイセンのいわゆ

と、従来教会を統治する官僚機構でありましたところの Konsistorium（宗務庁）は、国家の官僚機構だったのですけれども、これを国家の官僚機構ではなくして、国王直属の国王の私的な官僚組織として、教会統治を継続するということかたちをとったわけです。無論、私的な直属といっても実態上は従来通りほとんど公的官僚、国家公務員の地位と受けとめられておりました。

またカトリック勢力の側も、政治的動乱の中でどのようなかたちで将来のドイツ国家が建設されるのかわからないわけで、いったいこれを真面目にとって良いのかどうかわからなかったわけです。プログラム規定なのかそれとも実効性をもつかということが見定められなかったもので、一度も実際に教会の国家からの解放・自立というものを要求せずにドイツ統一へとなだれ込んでいったかたちになります。その後五〇年代に反動期が生じてさまざまな改定・改正が行なわれたり、とくに七〇年代に入ってカトリックとの文化闘争を展開するかたちで、このプロイセン憲法のリベラルな諸規定はすべて改定されました。とはいえ、いろいろ改定されたにしろ一応は一

九一八年まで存続した規定でございます。

大分話がぐちゃぐちゃして恐縮なのですが、一八七〇年以後、ビスマルクが開始しました文化闘争に移ります。それは、いうまでもなく文化のための闘争ということでした。つまり、ローマ教皇の近代に対する闘争ともいえるべき誤謬表、あらゆる近代精神を否定しそれを信奉する者を破門すると脅したところの誤謬表、そして教皇不可謬説は、ドイツのプロテスタントの文化を否定し危うくするものであるという理由で、始められた闘争でした。最初はリベラルなプロテスタントもこの闘争に賛同していたわけです。文化闘争という言葉自体は、進歩党のフイルヒョウがドイツにおいては初めて使ったわけです。もともと最初に言葉ができたのは、もつと前の話でスイスにおいてであります。誤謬表と教皇不可謬説を認めない司教をスイスのカトリック教会が破門したのです。スイス国家がその破門を取り消すようにといっても教会側がいうことを聞かなかったものですから、ローマとの緊張関係が始まったのです。その後、ドイツでも教皇不可謬説・誤謬表をめぐって、さらにはドイツ帝国のなか

ほどカトリック側の結束が高まって、ドイツ帝国議会選挙でもカトリックの中央党が議席を増大させていく。

やがてこれを打倒することをあきらめて、今度は敵をSPD（社会民主党）、社会主義者のほうに変えることにして、七八年以後はほとんどの反カトリック条令を廃棄していきます。闘争期間よりもローマ教皇庁との調停期間のほうが長く、闘争は八年、調停には十年かかって、一八八八年頃に最終的な解決にいたるという結果になったのです。

結局この結果何が生じたのかというと、一応国家の教会に対する監督権・教会高権というものは維持しながらも、かなり緩やかなかたちで教会の自律権・団体自治の権利を認めていく方向に事実上変化していったわけですね。カトリックに関してはもう大幅にそうでしたけれども、プロテスタントに関しても闘争過程で真っ先に脱落するのがリベラルなプロテスタントだったわけで、こうした状況を前にして、事実上教会的ことがらに手出しをしないという方向に転換していきます。また他方で、教会の自律権・団体自治と並んで、教会内部の住民自治と

に抱え込んだカトリックのポーランド国民、あるいは新たに編入したアルザス・ロレーヌのカトリック住民、その背後にいたところのカトリック国家であるフランス、さらにローマ教皇庁、これらの敵対勢力によってドイツの統一が危うくされるのではないかとという危惧から、ドイツ国内におけるカトリック勢力の政治的な力を削いでしまおうという思惑で、ビスマルクが始めたものです。

具体的には、教会を再び国家が完全にコントロールしようとする、すなわち教会の人事、それから神父になるための資格試験、すなわち人事権・任命権にまで手を染める、あるいはさらには教壇における説教内容の制限（講壇条令）を施行する。これは最後まで文化闘争終了後も残ったのですけれども、イエズス会修道会を追放する。さらには当時出生等の、日本でいえば戸籍にあたるものはすべて教会が管理していたわけです。そして結婚もまたそうだったのですけれども、ビスマルクが強制的な民事婚を法制化してカトリック教会にのませていくというようなかたちで意地悪をさんざんするのです。しかし、どうやっても勝てなかったのです。いじめればいじめる

でもいうべき体制も、この文化闘争終了後に始動してまいりました。すなわち、従来、上からの宗務庁による監督支配によって営まれていた領邦教会の教会生活が、ひとつには個別教会においては長老制、さらにより上位のプロヴィンツおよびラントにおけるSynode（代議制的な代表者決議機関ですが、教会会議と一般には訳されておりません）の制度、つまり住民自治組織のようなものも、教会の団体自治の事実上の認可とともに機を一にして導入されてまいります。この長老派制、それから教会会議制という代議制的な組織というのは、従来カルヴィニズムにおいて特徴的な制度でした。後に一九一八年に国教会体制としての領邦教会が崩壊します。首長たる国王は国外に逃げ教会の頂点がなくなるのですけれども、その際に危機的な事態をのりきって、なおかつドイツの福音主義教会が存続しえたのは、この住民自治制度ともいえるべきSynodeの制度の導入による所も大きかったかと思えます。

ワイマール憲法下においては、さらにラントを越えてドイツ全体のDEK（Deutsche Evangelische Kirche）ドイ

ツ福音主義教会という全体組織が初めてできますと、これも従来の宗務庁という官僚行政機構は残してはいるのですけれども、それに加えて各教会からの代表者を順繰り上にあげていって、それがいわば君主制的な統治に代えて共和制的な統治という制度的装置が作られたわけですから。Synode制は、首長なき領邦教会が存続するために有効に働いた制度であるといえるかと思えます。

次に、Wilhelm Karlとワイマール憲法の関係に移ります。当時ベルリン大学の国法学および教会法の教授でありましたWilhelm Karlこそ、十九世紀末から今日にいたるまで続くところのドイツの特殊な半分離型政教関係というものを初めて法学的に基礎づけた学者でした。やがて彼自身がワイマール憲法制定国民会議の議員としてワイマール憲法一三六条以下の規定を作り上げていくのですけれども、Lehrsystem des Kirchenrechts und Kirchenpolitik『教会法および教会政策の教義体系』という浩瀚な著作を出しまして、そこでワイマール憲法に導入されたすべての思想を繰り広げているわけです。実際、文化闘争後ドイツにおいて展開した状況をふまえたうえ

で、新たな教会法的理論をカールは打ち立てました。

国の教会が存在するしないは別にして、それ以降はすべて、一八九〇年代に成立した政教関係が存続してきたといえるかと思えます。実際、教会税の徴収制度というものも文化闘争後にはじめて法的にはドイツ各州において導入された制度です。ワイマール憲法一三七条の第五項「宗教団体は、従来公法上の団体であったかぎり公法上の団体として存続する」というのが第一の宗教団体の類型です。他の宗教団体は数とか規則で存続の保証が与えられる場合には、申請に基づいて公法上の団体としての資格を取得するわけです。これがワイマール憲法の規定する宗教団体の第二類型です。第三類型は単なる民法上の団体として認められる（第五項）ものです。

この三類型でワイマール憲法は宗教団体を分類しているわけですが、このような分類を初めて行なったのがWilhelm Karlでありました。なぜ彼はこのような政教関係をうちだしたのかを考察したいと思います。彼自身はNationalliberal（国民自由党）でありドイツ帝国を支持する立場の人間であった。一三七条五項の「従来

公法上の団体であった」というのは、別にこれは公法上の団体として認定されていたものがあつたわけではないのです。どこにもそういう規定はない。プロイセン憲法においては、たしかにKorporationsrechtを持った団体とそれを持たない団体（権利能力を持たない団体と持つ団体とも表現されていますけれども）という規定は一応あつたのですけれども、領邦教会というのは国家教会です。で、事実上それが公法上の団体であり、国家の一翼を担うそういう団体だった。それからカトリック教会もまた文化闘争終了後、ローマ教皇庁との協議において大幅にその権利を認めていくというかたちで文化闘争が終結しましたので、これも事実上公法上の団体として認められました。

つまり、「従来、公法上の団体であつた」宗教団体とは、ワイマール憲法以前からある新旧両派教会のことなのですけれども、これも一八九四年にカールがはじめて展開した議論であります。カールは、国家による教会高権だけは放棄しようとしませんでした。それはなぜかといいますと、彼はまず、非常に先鋭化したカトリックとプロ

テスタントの宗派対立を緩和し、平和共存させるためには、まず第一に、二つの新旧両派教会に公教會的な諸権利を付与する、同等の地位を与えて保護するのだということかたちで解決を試みる、この対立の沈静化をはかろうとした。しかし他方でまた、国民自由党員としてカトリックを彼は十分に信頼することができなかったのです。政治的カトリシズム・中央党員、この連中はドイツ国家に対する忠誠だけではなく、トランス・ナショナルな忠誠心をもっている。すなわち、ローマ教皇に対する、トランスナショナル・ロイヤリティーというのは、結局ドイツ国家に対するイル・ロイヤリティーではないかという嫌疑が懸けられていたわけです。この嫌疑が晴れるにはずいぶん時間がかかったものですから、このトランスナショナルなロイヤリティーを持つ集団に対しては、やはり国家が監督し、何らかの後見をする必要がある。政治的カトリシズムと妥協しつつも、なおかつ国家的論理を貫くというかたちでWilhelm Karlは「教会法論」を展開したわけです。

国家と教会との事実上存在していた関係を法的に定式

化する作業を、まずは著作のうえで、次には憲法制定国民会議のうえでカールは果たしました。このことは、ドイツにおいてもほとんど知られておらず、最近の研究ではじめてわかったことです。

この半分離型国家というのはそういう妥協と国家理性との兼ね合いで十九世紀末に事実上導人が図られました。ワイマール憲法制定過程においても、ワイマール連合を担いました一翼であるドイツ社会民主党は、当初は完全な政教分離を主張しますが、ドイツ民主党と中央党とで三派連合を形成していたので、この三派の折り合いのなかで結局は、従来事実上規範的に打倒してきた関係が法的に確立される。すなわち Wilhelm Karl の理論どおりの条文を彼の主導のもとに憲法に取り込んだわけです。

宗派の対立を緩和し平和的に共存する方向を探るために、実に中途半端な、政教分離に行き着かないかたちで決着をみたこの制度は、ドイツの十九世紀末からワイマール期にかけての状況の下においては、宗派のおよび階級的さらに地域的とさまざまな社会的亀裂が走っている。

Integration) 'positive' ではない 'negative' な統合を試みた。ビスマルクは、天才政治家だったわけですが、にもかかわらずそれは結局成功しなかった。

それに対して、この新旧両派教会に公教会的な特権を付与するという半分離型体制というのは、政教分離体制に比べて実にいい加減な感じがするのですけれども、ドイツの歴史に照らしてみれば、ビスマルクの統合戦略よりも、はるかに効果的な統合機能を担うことができたのだと思います。

3 現行制度の現状と将来

最後に、ボン基本法以後の話に移ります。ボン基本法においてもこのワイマール憲法の条文がそのまま導入されます。最初は、そもそも基本法 (Grundgesetz) という名称に表されていますように、暫定的な国家の根本法なのだというつもりがありましたので、この政教関係に関しても暫定的に、最初に三条・四条で、法の前の平等・信教の自由等の人権保障をしておいて、組織としての教会に対する制度的保障は十九世紀以来の規定をそのまま

たドイツ社会を、少なくとも宗派のおよび政治的に統合するうえで、非常に貴重なといえますか効果的な役割を果たしたと思います。ドイツを統合することは非常に困難だったのですが、ビスマルクの場合には、最初統一するまではあちこち戦争していたものですから、外で戦争していると国内は固まるわけです。やがて、戦争しなくてすむような帝国統一がなかったあとでは、なおかつ国内がぐちゃぐちゃしていて、かつ外に敵がいらない。それゆえ、ビスマルクは、国内に敵を見いだして、すなわち Reichsfeinde (帝国の敵) という内敵を見いだして、それをスケープゴートに祭り上げる。彼は、内敵を叩くことによって、それ以外のもののネガティブな統合を成し遂げるという戦略をうったわけです。最初はカトリック、次に SPD というマイノリティーを叩くことによって、それ以外の複数の集団を統合して固めていくという戦略です。この本来的な統合ではない、すなわち真に同権的で公平な政策の実施や富の再分配等を通じて国民を融和するかたちではなく、実に姑息な Reichsfeinde という、国内に敵を見いだして二次的統合 (Secondary

採用しました。これも政治勢力間の妥協でスタートしたわけです。

戦争直後は、ドイツ国民の九五%が新旧両派教会の会員だったわけですが、今日の現状たるやもう七割を九三年で切っております。そして、毎年五十万人近い教会員が新旧両派から脱退を続けておりまして、脱教会化が進行しております。ライプツィヒ大学の教会史の教授であるクルト・ノヴァックの最近の著書によれば、「そもそも東ドイツという非キリスト教的な地域をドイツに編入したがゆえに、近いうちにかならず、ドイツにおいてクリスチャンはマイノリティーの地位に転落するであろう」と書いて、彼の十九世紀・二十世紀教会史の著作を閉じています。最近の調査でも、このままの勢いだとい十一世紀に入る頃までには、プロテスタントおよびカトリック両教会員の構成員は、五割を切ると予想されています。

ボン基本法にワイマールの条項をそのまま導入した段階において、国民の圧倒的多数が教会員であったわけです。新旧両派教会に公教会的な諸権利を認めるということは

それなりに意味があったわけです。Democraticな正統性を有していたのだと思います。おそらく九五%以上の人間に特権を付与することになりますので、ほとんど全員に付与された特権は特権ではないわけですからそれほど問題はなかった。しかし、五割を切った国民に対して特権を付与することは、明らかに憲法第三条の三項「何人も、その性別、門地、種族、言語、故郷および家系、その信仰、宗教的または政治的見解によつて、不利益をうけ、または、特権をうけてはならない。」という、一四〇条の制度的保障の条文よりも優越する規定と抵触する事態をむかえざるをえない。

そうすると、どうしても現在の、これまでの歴史においては十分有効な役割を果たしてきたところの「公法上の社團」という教会の地位も、この三条の規定との関係で、やがてそれを放棄して、すべて国家との制度的な結合関係を断ち切つて、国家領域からむしろ社会領域へ、社会領域における多くの団体のひとつとしてしか存続することが不可能な状況をやがて迎えるのではないのかと思います。いかなれば、(保護主義)的な体制から、ピー

ター・L・バーガーが描きだすところの(自由主義)的宗教市場体制に二十一世紀の頃には移行せざるをえないのではないか。それはいま推論なのですけれども、憲法条項と実際に教会員の動向とを考えた際に、そう結論せざるをえません。

さらにまた、教会税の規定に関しても問題があります。シュピーゲルの一九九二年のアンケートでは、教会税があまりにも高すぎるというふうに答えた国民が、旧西独地域の住民ですけれども、四二%、いくぶん高すぎるが三二%、ちょうど良いが二七%。つまり、七三%の住民はちよつと取られすぎであると答えています。

教会員は、教会税として、所得税の七・八%を課税されています。九五年に看護介護料でしたか、社会保険料を引き上げたのですが、この引き上げ額が教会税額とちよつと同じ位だったので、またどーんと九五年一月以降脱退者が増えているそうです。とくに若い者を中心にして、教会税を払いたくない。払わないためには教会員であることをやめれば良いわけです。こうして、脱退者が増えているという状況です。

自由献金制度、アメリカの教会のスタイルですが、それにしたほうが良いというのが、八〇年には三五%だったのですけれども、九二年においては六四%まで増大しています。ドイツ統一後は、カトリック教会員に所属するものがまた再びマイノリティーに転じました。言うまでもなく、東ドイツは非キリスト教的であったとはいえやはりプロテスタントの牙城のプロイセンの地なものですから、トータルでいくとプロテスタントが増えたのです。(かつて、八〇年代にプロテスタントとカトリックの比率が逆転して初めてドイツにおいてカトリックが優勢な国になったというので話題を呼びました。)

それからプロテスタント教会では九二年以降、洗礼を受けるものよりも途中でやめていく脱退者のほうが多い。さらに高齢者はどんどん死んでいきますので、すさまじい勢いで減っているのです。戦後のドイツを戦争直後から現在に至るまでとばして述べたのですけれども、実は戦後西ドイツというのは、六〇年代末から七〇年代の初頭において明らかに変貌を遂げたのです。奇跡の経済復興といわれる高度成長から低成長へ転換し、インゲ

ルハートがいうところの「静かな革命」というものがこの時期に起きたのです。

教会にまったく行かない人間が急増し、奇跡の経済復興を成し遂げた時代の、とにかく勤労意欲に燃えていた人びとがだんだん少なくなってくる。脱物質主義的価値観が蔓延し、政治的関心が高まり、自立を望む人間が増える。教会にまったく行かなくなる人間が増えるとともに intrinsic Arbeitsmotivation (内在的な勤労動機) が低下するのです。つまり、まったく教会に行かないものが増えるのと軌を一にして、働くことに人生の生きがいを見いだすものも減ってくる。教会脱退率というデータで特徴的なのは、戦後の奇跡の経済復興期に、教会の奇跡的復興がまたあったということなのです。七〇年代以降は、ポスト産業社会の進展とともに、再び第一次世界大戦後の脱退者が増大した古典的近代ともいべきワイマール期、それからナチズム期の状況に回帰している。脱退率から見ると、むしろ戦争直後から六〇年代末までの異常なキリスト教熱のほうが例外だったといえるかと思ひます。むしろ、現在の非常に割合の大きい教会

脱退率というのは、奇跡の復興期以前の状態に回帰しているとしかしいようがないと思います。ただ、無論東ドイツの編入によって動乱が激しいので数値がこのところぐんと上がっていますけれども、大体これが〇・九%前後のところに落ち着いたかたちで推移していくのではないのかと思います。

では、何故こうした戦争直後、経済復興期に教会の奇跡の復興もおきたのかといいますと、それは戦後の日本を考えてみても、あるいはソ連崩壊後のロシアを考えてみても同じなのですが、ナチ体制が崩壊したあとで、ドイツでは巨大な精神的真空というものに直面したわけです。その時、なおかつ精神的・道徳的権威を失わずに傷つかずに戦後も存在していたのは、プロテスタントとカトリックの両教会だけだったわけです。すなわち、少数者にすぎなかったにしろ、ナチ期に抵抗者と殉教者を出した。ほとんど圧倒的多数は順応していたわけですけれども、教会はそれを資産にして戦後頑張ったわけです。国家的な諸制度・全国ネットワークを持つ組織が、ナチの崩壊とともに破壊されたわけですが、唯一奇跡

的に生き延びて全国ネットワークを持つ組織が教会だったわけです。制度的にも精神的にも、ドイツ国民の唯一の戦後の拠り所が教会であったという事情が、戦後直後から六〇年代末までの教会ルネサンス状況を説明できるのではないかと思います。当時は、ドイツ神学がキリスト教界を席卷しドイツ神学のヘゲモニーの状態だったわけですけれども、ちょうど七〇年以後は、ドイツ神学がキリスト教界におけるヘゲモニーの地位から転落するというのも、パラレルな現象として生じているのではないかと思います。

たいへん雑駁なかたちで終始することになって恐縮なのですけれども、とりあえず一応十九世紀初頭から今日までたどったということにして、報告を終えさせていただきますと思います。

(ほしのおさむ・山形大学助教授)